

議 第 114 号

令和 5 年 6 月 16 日提出

熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業施行条例の一部改正について

熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業施行条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業施行条例（平成 22 年条例第 76 号）
の一部を次のように改正する。

第 5 条中「は、熊本市北区植木町岩野 238 番地 1 北区役所内に置く」を「の所在地は、熊本市中央区手取本町 1 番 1 号とする」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業に係る事務所の所在地の変更に伴い、
所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。